\bigcirc 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則 国土交通省令第一号) (平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省

2 第四条 令第七条第一項に規定する主務省令で定める取引は、 号に掲げる取引とする。 (犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引) ~ 十 三 場合を含む。) に規定する申出による口座の開設に係るもの 第二百七十六条(第四号に係る部分に限る。) において準用する 条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第 条の六第三項本文、第百三十一条第三項本文(同法第二百二十八 る部分に限る。)

において準用する場合を含む。)、第百二十七 第三項本文(同法第百二十一条及び第二百七十六条(第一号に係 振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十九条の二 いて準用する場合を含む。)及び第百九十六条第三項本文(同法 合を含む。)、第百六十七条第三項本文(同法第二百四十七条の 三第一項及び第二百七十六条 二百七十六条(第二号に係る部分に限る。)において準用する場 (略) 令第七条第一項第一号ネに掲げる取引のうち、社債、株式等の 改 正 (第三号に係る部分に限る。) にお 案 次の各 2 第四条 今第七条第一項に規定する主務省令で定める取引は 号に掲げる取引とする。 九~十三 三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条 (犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引) 三項本文(同法第二百七十六条(第四号に係る部分に限る。)に に限る。)において準用する場合を含む。)及び第百九十六条第 百六十七条第三項本文(同法第二百七十六条(第三号に係る部分 二号に係る部分に限る。)において準用する場合を含む。)、第 において準用する場合を含む。)、第百二十七条の六第三項本文 第三項本文(同法第二百七十六条(第一号に係る部分に限る。 振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十九条の二 に係るもの おいて準用する場合を含む。)に規定する申出による口座の開設 (略) 令第七条第一項第一号ネに掲げる取引のうち、社債、株式等の 第百三十一条第三項本文 (略) 現 (同法第二百二十八条第一項、第二百 行 次の各

		-